

総量削減計画(第 6 次)の概要

発生源別削減目標量

目標年度(平成 21 年度)における発生源別削減目標量については、下水道や浄化槽の整備、事業場の操業状況、家畜頭数の将来予測などを勘案し、以下のとおり設定した。

総量削減計画における発生源別の削減目標量

(単位：t/日)

	COD 負荷量		窒素負荷量		りん負荷量	
	平成 16 年度 実績	削減目標量 (平成 21 年度)	平成 16 年度 実績	削減目標量 (平成 21 年度)	平成 16 年度 実績	削減目標量 (平成 21 年度)
生活排水	60	51 (▲15.0%) ^{※2}	34	32 (▲ 5.9%)	2.9	2.5 (▲13.8%)
産業排水	32	31 (▲ 3.1%)	15	14 (▲ 6.7%)	1.6	1.5 (▲ 6.3%)
その他 ^{※1}	12	11 (▲ 8.3%)	21	20 (▲ 4.8%)	1.6	1.4 (▲12.5%)
合 計	104	93 (▲10.6%)	70	66 (▲ 5.7%)	6.1	5.4 (▲11.5%)

※1 その他は、畜産、水田や畑等の農地、山林等による負荷量

※2 削減目標量の()内は、平成 16 年度実績に対する削減率

<参考>これまでの総量削減計画及び汚濁負荷量の削減状況

本県では、昭和 55 年から 5 次に亘り総量削減計画を策定して汚濁負荷量の削減対策を推進しており、今回の計画が第 6 次の計画となる。なお、第 5 次からは富栄養化対策として、窒素含有量、りん含有量が指定項目に追加されている。

本県における総量削減計画の策定状況

(単位：t/日)

	策定年月	目標年度	指定項目	削減目標量	実績負荷量
第 1 次	昭和 55 年 4 月	昭和 59 年度	COD	172 → 163	163
第 2 次	昭和 62 年 5 月	平成元年度	COD	163 → 153	153
第 3 次	平成 3 年 3 月	平成 6 年度	COD	153 → 142	136
第 4 次	平成 8 年 7 月	平成 11 年度	COD	136 → 127	122
第 5 次	平成 14 年 7 月	平成 16 年度	COD	122 → 110	104
			窒素	78 → 73	70
			りん	8.7 → 7.6	6.1

削減目標量の達成のための方途

事業の実施

[生活排水処理施設の整備等]

全県域污水適正処理構想に基づき、下水道等の生活排水処理施設を整備する。

○下水道の整備

- ・処理人口 4,532 千人を目標（H16 年度：4,033 千人）として整備を推進する。
→面整備事業の実施、新川東部流域下水道（北名古屋市）の供用開始等
- ・高度処理（富栄養化の原因物質である窒素・りんを処理）の促進を図る。

○合併浄化槽の整備

補助対象基数 25,000 基（H17～21 年度累計）を目標として整備を促進する。

○農業集落排水処理施設等の整備

農業集落排水処理施設について、処理人口 226 千人を目標（H16 年度：209 千人）に整備を推進する。

○浄化槽、し尿処理施設対策

施設の維持管理の徹底等により、排出水の水質の安定、向上に努める。

総量規制基準による規制

[総量規制基準の設定]

指定地域内事業場に対する総量規制基準を適切に設定し、その遵守を徹底する。

- ・業種等により、COD は 268、窒素は 327、りんは 317 に区分して基準値を設定（COD は 10%、窒素は 49%、りんは 59%の業種区分において基準値を強化）

削減指導等

[その他の汚濁発生源に係る主な対策]

○生活排水対策

「生活排水対策に関する基本方針」に基づく施策を実施する。

○総量規制基準が適用されない事業場等への対策

「小規模事業場等排水対策指導要領」に基づき、汚濁負荷削減指導を実施する。

○農地からの負荷削減対策

「愛知県環境保全型農業基本方針」に基づき、肥料の適正施用を実施する。

○畜産排水対策

家畜排せつ物法等により、家畜排せつ物の適正処理を推進する。

[環境教育、啓発等]

「あいち環境学習基本方針」に基づき、あいち環境学習プラザなど各種広報手段やイベント等を通じて、水質保全に対する啓発活動を行う。

[その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項]

○底質汚泥のしゅんせつや覆砂、干潟の造成等の面源浄化対策の推進

○「あいち水循環再生基本構想」に基づく取組の推進

○監視体制、調査研究体制の整備

○中小企業者等への助成措置（環境対策資金融資制度等）の利用の啓発・指導